インド商標局が関係者委員会を設立

2013 年 4 月 18 日
JETRO ニューデリー

2013 年 3 月 22 日、インド商標局は商標出願登録業務改善のため、局と商標代理人とからなる 6 つの関係者委員会を設立したことを公表した[1]。これは、3 月 6 日に開催された商標に関する関係者会合において、Krishna Saurastri 法律事務所の特許商標代理人 Krishna 氏の提案により、特許意匠商標総局 C.Prasad 長官が決定したもの。4 月 5 日に第 1 回会合が全委員会のメンバーを対象に開催され、今後は各委員会で会合を重ね、課題抽出、改善提案を行っていくこととなった。各委員会が結論を出す時期について、代理人側から期限を最初に決めるべきとの意見が出されたが、商標局から明確な回答はなかった。

各委員会名称

1．受付/電子化関係検討委員会（Front Office/E-Relations）
2．証拠提出/紛争ヒアリング検討委員会（Show Cause/Contested Matters' Hearing）
3．商標出願審査検討委員会（Examination of TM Applications）
4．公告検討委員会（Advertisement）
5．商標の登録後変更及び更新検討委員会（Post Registration Changes in Trademarks & Renewals）
6．サーバー及び技術改善検討委員会（Server and Technical Improvement）

3 月 6 日、4 月 5 日の商標に係る関係者会合において代理人等から指摘された主な事項

- 出願窓口に来ても、「サーバーがダウンしているから」と言って出願を受理してもらえないことがある。
- 全ての様式について電子出願が出来るようにしてほしい。
- 公告や商標局の Web サイトで、違うマークが掲載されたり、情報が異なるというミスが散見される。登録証が間違いだらけで送られてくる。（商標局の説明では、出願人の提出した様式に記載の事項ではなく、公告した内容により登録証が作られるため、公告の内容が間違えていれば、再公告が必要とのこと）
- 2010 年に公告されたのに、その後いくら経っても登録されない。商標局のウェブサイトも変更されない。せめて「procedure for registration」などと記載してほしい。
- 更新手続を取っているのに公報に掲載されない。
- ヒアリングのときに「上司に聞いてくれ」と言われるが止めてほしい。
- 「明日 3 時からヒアリング」といきなり言うのは止めてほしい。また、ヒアリングの時間が遅れるときには連絡してほしい。
- 異議申立をして 18 月経つのに何のアクションも無い。
- 何のアクションも無かったのに、商標局の web 上で「放棄(abandon)」とされている。
- 刑事事件を取り扱う治安判事裁判所から商標登録確認の照会をしているのに 3 年も返答がない。

（今浦　陽恵）

本内容は、日本貿易振興機構が 2013 年 4 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

[1] http://www.ipindia.nic.in/iponew/publicNotice_22March2013.pdf